

平成 30 年度調剤報酬改定に係る経過措置

点数	該当部分	経過措置	備考
調剤基本料	注 6 (後発医薬品減算 ▲2 点) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 後発医薬品の数量割合が 2 割以下 ➤ 毎年 7/1 に当該報告を行っていない 	平成 30 年 9 月 30 日 まで適用しない	
地域支援体制加算	医薬品に係る医療安全情報の共有体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 前年 1 年間にヒヤリハット事例提供の実績あり、かつ、薬局機能情報提供制度の「プレイボイド事例の把握・収集に関する取組」あり 	平成 31 年 3 月 31 日 まで適用しない	
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 副作用報告に係る手順書の作成、報告実施体制 	平成 30 年 9 月 30 日 まで適用しない	日薬において、手順書作成のための資料として、「医薬関係者の副作用報告ガイドス骨子」※を踏まえた薬局における副作用報告への取組みに関する資料を作成中。3～4 月頃を目途に公表予定。
	地域医療貢献体制を示す相当の実績 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 麻薬管理指導加算 (10 回以上) ➤ 服用薬剤調整支援料 (1 回以上) 	平成 30 年 9 月 30 日 まで適用しない	麻薬管理指導加算については、経過措置の間は「1 回以上」
薬剤服用歴管理指導料	注 9 (薬剤服用歴管理指導料の特例 13 点) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局 	平成 31 年 3 月 31 日 まで適用しない	
かかりつけ薬剤師指導料 かかりつけ薬剤師包括管理料	薬剤師の勤務経験 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該保険薬局の在籍期間 (1 年以上) 	平成 30 年 9 月 30 日 まで適用しない	経過措置の間は「6 月以上」

※「薬局・薬剤師の機能を活用した副作用報告の推進に関する研究」(平成 28 年度厚生労働科学特別研究事業 研究代表者 益山光一)において、医療機関等からの副作用報告を促進するため、医療機関等における医薬関係者による副作用報告業務の参考となるよう、円滑に報告を行う上で想定される留意点を示した。今後、各種の医療機関等での副作用報告の実態や実施可能性をさらに調査・検討し、ガイドスの内容を充実していくことが予定されている。